

管理コード	府省庁名	提案事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁								
110010	経済産業省	火薬類を用いて製造される製品(火工品)の無許可製造に係る適用範囲の拡大	火薬類取締法第3条、4条、7条、11条 火薬類取締法施行規則第4条、5条、15条、19条 昭和49年通商産業省告示第51号	火薬類の製造は、経済産業大臣(一部については都道府県知事)の許可が必要である。製造の許可にあたっては、火薬類の製造施設及び製造方法が経済産業省で定める技術基準に適合しており、かつ、製造を適確に行う能力があり、公共の安全の維持又は災害の発生防止に支障のないものであることが必要である。また、製造の許可を受けた製造事業者は、自己の用に供する火薬類を所有又は占有しおかなければならない。火薬類は、経済産業省で定める技術基準に適合していなければならない。	少量の火薬類を用いて製造され、安全性が確保された製品については、火工品の無許可製造に係る適用範囲の拡大を要望する。	動物生体調査用遠隔測定(テレメトリー)発信器を作る際、既製の電気導火線を内蔵させる過程において、接続線が短く動作が発生する。 その際、既製の電気導火線の火薬量が極めて少量(30mg以下)であっても、法第三条の規定により、【火薬類】の取扱いとされ経済産業大臣の許可を受ける必要がある。 この火薬量が極めて少量(30mg)以下の既製の電気導火線を使う場合でも、従来の火薬庫の設置や製造設備が必要となるほか、過剰と思われる手続きや技術基準が定められていることから、国内での動物生体調査用遠隔測定(テレメトリー)発信器を製造する際の態様となり、外国製品を使う場合も合理的な取扱いになる。 既製の火薬量が少量である電気導火線を加工する際は、無許可で取り扱うようにすることにより、国内での動物生体調査用遠隔測定発信器の製造がスムーズに行なえるようになり、研究者のニーズに応える商品づくりや産業の活性化につなげたい。 【求める規制の特例措置】 ①火薬類取締法 第三条 において、既製の電気導火線を加工する場合経済産業大臣の許可を不要とする。 ②昭和49年通商産業省告示第51号において、製造業者であっても、既製の電気導火線を保管する場合は、2000個以下であれば保管者を不要とすること。 【代替措置等】 対象となる企業を限定する。また、火薬類の燃焼速度に限定するため、安全性は確保されることを考える。	C	-	火薬類取締法は、火薬類が爆発した際の製造作業従事者や周囲の環境に対する被害を防止する観点から、事業者に対して製造許可や許可に伴う必要な義務を課している。これを踏まえ、法第3条では、火薬類加工を施す場所であり、かつ、比較的高まった量の火薬類が滞留する場所である製造所について、火薬類の爆発の危険性等を考慮し、1つの火工品の使用量が少量であっても、その業を行ふにあたり許可制をもって被害の未然防止を図っている。 しかしながら、現在でも少量の火薬類を用いた火工品の事故は依然として発生しており、火薬類については、細心の注意を払ってなお事故の起きる可能性のある危険なものという認識を持っている。本年も極めて少量の火薬類を使用した火工品の製造ラインにおいて発火し、製造工場の発生装置、壁及び照明器具が破損する事故が起きているが、本法律で定める許可制により、この事故の被害や件数は最小限で抑えられていると考えている。 以上の理由から、法第7条で製造事業者に求める、製造施設・方法の技術基準への適合、技術的力の有無、災害の発生防止に支障がないことなど、各要件を全て確認することなく、提案のとおり法第3条の許可を不要とすることはできない。 また、本件について、提案者が提出した資料内の(2)の製造業者が全て必要な資料を提出していること、製造業者が取り扱う量等の安全性のデータ等を提出し、現在において専門家に付加した上で、製造施設・製造方法について、一定の安全性が確保されていることが確認されれば、大臣の認可より緩和された基準で法第3条の許可を受けられることは可能である(火薬類取締法施行規則第4条第3項及び第5条第3項)。 ②の電気導火線を製造業者が屋外貯蔵する場合には、昭和49年通商産業省告示第51号ではなく、火薬類取締法施行規則第15条の表(ロ)に当たり、300個以下までは許可不要の旨が規定されているため、あらかじめ規定する必要はないと考える。 なお、火薬類取締法施行規則第15条で、貯蔵する者の火薬類に関する知識(火薬類保安責任者免状取得者であるか否か等)及び貯蔵する設備の技術基準等に応じて、貯蔵できる火薬類の種類と量が規定されているところ、その数量を越えて屋外貯蔵を行うことは、万一の爆発の際に、周辺への安全確保が明確でないことから認められない。	右提案者からの意見を踏まえ、回答をさせていただきます。また、本件について、提案者が提出した資料内の(2)の製造業者が全て必要な資料を提出していること、製造業者が取り扱う量等の安全性のデータ等を提出し、現在において専門家に付加した上で、製造施設・製造方法について、一定の安全性が確保されていることが確認されれば、大臣の認可より緩和された基準で法第3条の許可を受けられることは可能である(火薬類取締法施行規則第4条第3項及び第5条第3項)。 また、本テレメトリー発信器の製造を行う場合には、電気導火線については法施行規則第15条、テレメトリー発信器については昭和49年通商産業省告示第51号に規定されている数量を越えて貯蔵することは、先の回答で説明した理由で認められない。 また、本テレメトリー発信器の製造を行う場合には、電気導火線については法施行規則第15条、テレメトリー発信器については昭和49年通商産業省告示第51号に規定されている数量を越えて貯蔵することは、先の回答で説明した理由で認められない。	製造方法は既製の電気導火線カットによるという限定された条件での製造であれば、その条件に適合していると長野県が認可する事案について、火薬類取締法第3条ならびに同法第4条の適用除外とし、火薬類取締法施行規則に定める製造施設基準についても適用除外とする、という特例を提案したい。 また、本テレメトリー発信器の製造を行う業者が電気導火線又はテレメトリー発信器を屋外貯蔵することは、施行規則又は告示においてそれぞれ500個又は100個まで認められている。この数量を越えて貯蔵することは、先の回答で説明した理由で認められない。 なお、火薬類の製造の許可を受けるためには、提出された資料の(2)に挙げられた「厳格な技術的基準に適合した製造施設」であること等5つを含む要件が求められるが、その基準は、火薬類の種類、製造工場の規模により異なるが、火薬類の製造については、施行規則第4条、第4条の2、第5条及び第5条の2を、火薬庫については、第18条から第32条をご参照いただきたい。																
110020	経済産業省	住宅等における屋内配線の対地電圧の制限の直流給配電のシステムの実証的検討に向けた規制緩和	電気設備のに関する技術基準を定める省令 電気設備の技術基準の解釈	住宅の配線については、電気設備の技術基準の解釈第143条において、対地電圧を制限300V以下とするよう規定している。	電気設備技術基準及びその解釈において定められている住宅の屋内配線の対地電圧が、300V以下という制限(原則300V以下)への自治体特定事業などの特例措置を求める。	特定電気事業者の事業として、自営線による【直流】の電力供給を認め、その際、屋内配線の対地電圧を「原則500V以下」に引き上げて欲しい。 自治体特定事業等では、自立・分散型の自治体特定地域の電力網を直流ベースに公共施設や住宅等の接続運用の実証的検討を構想している。そこでは、街区や地区の土壌ポテンシャルシステムにおいて、再生可能エネルギーや蓄電システムのクラウド上で、消費と生産を調整して自律的な電網運用のマネジメントシステムを検証する等を行うことと想定している。 データセンター等で実証されている600V以下で直流給配電住宅へ適用することで、街区などクワスター連携を緩和的に検討することができ、安全性及びコスト削減が期待されるため、これにより、既存の電力系統をよりレジリエント性高くするとともに、低炭素化の達成を実現する実証的な給配電システム開発や制御技術への貢献を自治体特定事業において推進する。	D	-	特定電気事業者の許可について、電気事業法第3条で電気事業者を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならないと規定しており、同法第5条各号(第5号を除く)のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可はできないこととなっているが、直流、交流については許可の要件とはなっていないことから特定電気事業者の電気事業に関する問題ではない。 住宅の配線については、「電気設備の技術基準の解釈」第143条において、対地電圧を300V以下とするよう規定しているが、電気設備の技術基準の解釈は、「電気設備に関する技術基準を定める省令」で定める技術的要件を踏まえずとも認められる技術的内容でできるだけ具体的に示したものであり、当該省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容は解釈に規定されるものでない。したがって、改善案の内容が当該省令に照して十分な保安水準の確保が確保できる技術的供給を有している場合には、自らの責任において直流配線設備を施設することが可能。																		
110030	経済産業省	自治体内充電電圧への遠電・蓄電の許可	電気事業法第3条、第4条、第5条	特定電気事業者を営もうとする場合、電気事業法第3条第1項の規定に基づき経済産業大臣の許可を受けなければならないと規定しており、同法第5条で許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を提出しなければならないとしている。 その申請書の中で、特定電気事業者として電気事業の用に供する電気工作物から発電用のものにあっては、「設置の場所」「原動力の種類」「周波数及び出力」を記載しなければならない。	経済産業大臣の認定を受けた事業に限り、蓄電池への充電ならびに所内負荷への接続を許可する	特定電気事業者の事業として、ソーラーパネルで発電した電気を充電した蓄電池、もしくは蓄電機能を有する電気自動車を整備し、特定電気事業者の契約者を対象に蓄電池による電力供給を可能とする。 自治体特定事業等では、テレワーク拠点整備など先進的な低炭素エネルギーによる事業展開が想定されており、太陽光発電や蓄電の電力を自治体内で道路を兼ねた地区を経て、蓄電も、もしくは蓄電機能を有する電気自動車等で供給する仕組みによることで、より広い領域での融通を直流給配電により実現するため。	D	-	特定電気事業者は、特定の供給地点における需要に応じ電力供給する事業であり、当該事業を営むに当たっては、電気事業法第5条第1項各号(第5号を除く)に掲げる基準を満たすことが必要である。 今回調査した蓄電内容については、どのような形態で事業を行うのか詳細について整理を行う必要があるが、要望事項と共に提出されたイメージ図によれば、太陽光発電が発生した電気を、電線路ではなく、蓄電池・蓄電機能を有する電気自動車を通じて供給し電力供給を行うものと考えられる。このため、供給計画については、そもそも特定電気事業に該当しない可能性もあることから、事業内容によっては現行の規定を改正することと対応することも可能であると考えられる。																		
110040	経済産業省	災害時および自治体特定事業での地区間電力融通の実行における特定供給の供給先に関する規制緩和	電気事業法第17条第1項、同条第2項、同条第3項	特定供給については、電気事業法第17条で電気事業者を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気供給する事業を営もうとする者(一般電気事業者を除く)は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。なお、同法第3項に許可を認める要件として以下のとおり規定している。 第1号 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と経済産業省令で定める密接な関係を有すること。 第2号 供給する場所が一般電気事業者の供給区域内又は特定電気事業者の供給地点内にあるものにあつては、当該一般電気事業者の供給区域内又は当該特定電気事業者の供給地点内の電気の使用者の利益が阻害されるおそれがないこと。	経済産業大臣の許可を要しない電気供給の要件に、「災害・停電時および自治体特定事業における相互協力を約定している組織内等への供給」という要件の追加を求める。	自治体内にある複数のメガソーラーから特定の対象に対しての自立的供給を許可願いたい。 普段はソーラーパネルによる。特定電気事業者としての事業を想定しているが災害時、経済産業大臣の許可なくとも、【町】の単位において、特定電気事業者の電力供給エリアから、一般電気事業者の電力供給エリアに接続し、特定の避難施設等への【交流】による電気の供給を許可して欲しい。但し、災害時に一般電気事業者のエリアへ無許可で交流による電力供給をする際は安全策として、周波数や電圧などの電力品質を自力で維持するための制御システムを導入を行った上で済むことを条件とする。 自治体間の電圧から、蓄電系統停電時などに太陽光発電や蓄電池の電力を自治体内の地区間・分散点に送る避難施設へ融通して有効に使う仕組みとする。ことで、より広い領域で災害対応での有効活用や地域エネルギーセキュリティの確保を可能とする。	C	I	特定供給については、電気事業法第17条第3項第1号に規定する「密接な関係」を有する者に対して行う供給行為であり、許可に当たっては供給の相手方及び供給する場所ごとに経済産業大臣の許可を受けなければならない。 したがって、電気の供給を行う者と電気の供給を受ける側との密接な関係が認められるものであれば、災害時も含め、特定供給の許可を取付することによって電気の供給を行うことが可能である。 今回の御提案が、災害時に一般電気事業者の系統に自由に接続し、電気の供給を行いたいというものである場合には、保安上の支障が生じる可能性があるほか、それに伴う災害復旧作業が滞延することにより、他の需要家への電気の供給が遅れることの原因となる可能性があることから、そのような御提案は認めることができない。																		